

意見公募（パブリックコメント）の結果と対応表

2026/6/12

※CoC 認証規格の原案について頂いた主なご意見は 14 か所（2 件）であり、対応方針は下表の通りとする。

	該当箇所	意見概要	意見への対応
1	全体について	「流通加工段階認証規格 Ver.3.0」以外のスキーム文書の公開予定。	MEL 規格・認証スキーム管理運営規則に則り、意見公募を行った。規格以外の文章は規格委員会や理事会等で承認され次第、公開予定である。
2	追加内容説明資料	「MEL 流通加工認証 Ver.3.0 の追加内容説明資料」の位置付けが不明確；上記の説明資料は認証規格 Ver.3.0 の基準に散見される「所定の必要項目」「所定の事項」「所定の要件」等の内容を補足する記述として重要と理解しました；説明資料には基準 4.1.1 の「所定の要件」の説明が不足している。	詳細は手引きに記載されており、基準 4.1.1 の「所定の要件」は、規格内に示されているマルチサイト A とマルチサイト B の定義である。
3	手順書	4.2.3 は原則 4.マルチサイトの要件に含まれるため、シングルサイトの事業者は手順やマニュアルを作成しなくても原則 2 の要求事項を満たしていれば良いということになるか見解をお示ください。もし、シングルサイトの事業者にマニュアル作成が必要であれば規格に規定してください。	手順書の作成は、シングルサイトを含み審査の手引きに記載されている。
4	認証対象の分類	審査の手引きの分類と認証の対象の分類について；審査の手引きは、卸売用、加工場用、リテール用の 3 種 (P.4) となりましたが、認証の対象は、卸売業、水産加工業、小売業、飲食業の 4 種 (P.5) に分類されています。どの事業者にも一貫した対応が図れるよう、・・・説明も	規格の記載を「小売業・飲食業」に変更し、リテール用との対応を明らかにした。
5	P.4	「卸売用」「加工場用」「リテール用」の複数の業態にまたがる事業者が存在します。複数の業態を持つ事業者に対する「適切な要件の組み合わせ」に関する具体的な判断基準やガイドライン等を事前にお示しいただくよう要望いたします。	複数の業態の組み合わせに併せて、複数の審査の手引きを使用することが基本だが、判断例を新規規格発効後に示す。
6	P.5	「マルチサイト A+B（混合型）」のケースについても規格上明文化した方が望ましいと感じる。	混合型への対応は、RBC で示す。

	該当箇所	意見概要	意見への対応
7	基準 1.1.2	「海外の場合は、当該国の関係法令を遵守していなければならない」と規定されていますが、要求内容のレベルとしては、認証基準 1.1 に記載すべき位置づけの内容と考えます。	認証基準 1.1 に「当該国の」関連法令を追加した。
8	基準 1.2.4	<p>認証の新旧にかかわらず記録は一律で最低3年間の保管（提示可能な状態）が必要となるのか。</p> <p>「ただし、リテール用の対象となる申請者は、…最低でも18か月は提示可能な状態で保管していなければならない」と規定されていますが、……18か月で十分とした背景をご教示ください。また、リテール用の対象となる申請者とは、審査の手引きを複数組み合わせるケースではどのように考えることになりますでしょうか。</p>	<p>3年間の保管をはっきりさせるため「最低でもC o C認証の有効期間である」を削除し、以下のように「」を追加した。18か月はGSSIがベンチマークで決めている審査間隔の最大値で保管している。</p> <p>ただし、リテール用の対象となる申請者は、認証された水産物に関する全ての段階で生じた記録を、「水産物の保存期間（賞味期限等）」あるいは18か月「の長い方の期間、」提示可能な状態で保管していなければならない。</p>
9	基準 2.1.1	「包装資材、梱包容器、パッケージのシールまたはラベル、あるいは保管場所の標識等に表示することが望ましい。」と書かれていますが、「望ましい」は基準を曖昧にするため規格文書中では不適切と考えます。「…表示すること」までとするか、「望ましい」とするのであれば、適合の判定基準（審査の手引き）における記述に留めるべきと考えます。	規格の「包装資材、梱包容器、パッケージのシールまたはラベル、あるいは保管場所の標識等に表示することが望ましい。」を削除する。
10	基準 2.2.2	「最終的に消費者に提供される水産物あるいは製品では、認証された水産物と非認証の水産物が視覚的に、あるいは物理的に区別できる場合は混合に該当しない」と規定されていますが、「視覚的に、あるいは物理的に」は、ロゴマーク使用・管理規程に合わせて「組み合わせ・盛り合わせ」といった記述の方が分かりやすいです。	本規格は、海外での使用も考慮しているので、誰にでも理解できる「視覚的に、あるいは物理的に」という表現を用いている。

	該当箇所	意見概要	意見への対応
11	認証基準 3.1	「C o Cを適切に管理・運営する内部監査の仕組みを有していること。ただし、シングルサイトの場合はその限りではない。」と規定されていますが、認証規格 Ver.2.1 では「シングルサイト申請者は内部監査体制・是正処置が実施できる体制を整えることが望ましい。」と規定されており、Ver.3.0 の改正でシングルサイトは、内部監査の仕組みを有さなくても良いとなった理解でよろしいでしょうか。・・・シングルサイトについて、内部監査の仕組みが無くてもC o C認証として担保できる仕組みをお示してください	シングルサイトに関しては、サンプル審査は行わず、原則1と原則2のすべての認証基準が審査されるので、内部監査の仕組みを求めているが、毎年度の内部監査と是正措置の仕組みがあるのであれば、リスク評価が低くなるようにしている。
12	基準 3.1.3	「認証有効期間（3年）を超えない範囲で内部監査者による定期的な内部監査を実施」規定されていますが、認証基準 Ver.2.1_付属書1_1.3では「申請者は、事業年度内に1回以上となるよう…監査を実施しなければならない。」と規定されていました。・・・Ver.2.1に規定されているように、事業年度内に1度以上実施し、認証機関による年次審査ごとに内部監査の記録を確認する仕組みが重要と思われれます。	GSSIのベンチマークV.2.0のB.3.11規程に従い、内部監査を認証の有効期間内に実施すうように定めている。内部監査は重要な仕組みと考えるので、リスク評価で毎年度内部監査を行う場合のみ、低くなるようにしている。毎年度内部監査が行われていない場合は、年次監査で適合性を評価できる。
13	認証基準 3.2 及び 基準 3.2.2	是正処置が必要な不適合は、内部監査のみで検出されるものではなく、日々の業務の中でも発生すると考えられます。それらに対する是正処置は、どの基準で対応を求めていますでしょうか。なお、不適合な水産物が発見された場合は、基準1.2.6に要求があると認識しています。	不適合がある場合は、認証機関の臨時審査で対応するが、スキームの信頼性に関わる重大なリスクがあると判断される情報が公的機関による信頼性の高いものである場合、認証機関は認証要求事項への不適合を立証し、認証を一時停止することができる。
14	基準 4.3.4	「C o Cの手順書あるいはマニュアルを理解し保管しなければならない」と規定されていますが、保管することが重要ではなく「手順書に従って実行する」ことがより重要と考えます。実行性をともなう記述が必要と考えます。	実行性に関しては、基準4.3.2 および基準4.3.3に示されている。